

公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務仕様書

本業務の仕様は、次のとおりである。

1. 業務名

公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務

2. 業務目的

伊丹市の公共施設における使用料及び入場料等の収納について、キャッシュレス決済を導入し、決済方法の選択肢を増やすことによる利用者の利便性向上と収納業務の効率化を図ることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 業務実施場所

別紙に記載する各施設

5. 対象施設数及びキャッシュレス決済端末の調達台数

設置対象施設数 : 21施設

端末調達台数: 1施設1~4台 計29台

※詳細別紙参照

6. 業務内容

(1)キャッシュレス決済プラットフォームの提供

① 本市が要求するキャッシュレス決済手段

受託事業者は、各施設の使用料や入場料等徴収にあたっては、以下のいずれの決済手段にも対応していること。

a クレジットカード

VISA、MasterCard、JCBのうち2社以上

その他受託事業者の提案による

b 電子マネー

ICOCA、WAONを含み3規格以上

その他受託事業者の提案による

c スマートフォン決済(QRコード決済)

PayPay、楽天Payを含み3規格以上

その他受託事業者の提案による

② 決済代行業務について

選定された受託事業者は別紙Aグループの施設においては、地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行う。

なお、別紙Bグループの施設においては、別途利用契約に基づき決済代行業務を行う。

③ 各施設の指定口座への入金

受託事業者は、徴収した使用料等を月1回以上の入金日に、施設ごとに本市または各指定管理者との利用契約で指定する口座に入金すること。なお、入金日及び指定の入金口座は本契約の締結後に本市または各指定管理者と協議のうえ決定する。

④ 決済手数料の支払い

本市または各指定管理者は、受託事業者との契約により取り決めた決済手数料を、月1回以上の支払日に、原則、受託事業者からの請求に基づき支払うものとする。ただし、収納金から決済手数料を控除する方法も可とする。なお、支払日、支払方法及び施設ごとの請求先の区分等は本契約の締結後に本市または各指定管理者と協議のうえ決定する。

⑤ キャッシュレス決済が可能であることの掲示物等(ロゴマーク等)を、必要に応じて無償で提供すること。

(2) 売上明細データ管理システム等の提供

① 受託事業者は、施設ごと、本市または各指定管理者が指定する入金口座ごと、利用したキャッシュレス決済手段ごとに、徴収件数及び徴収金額を月ごとに集計したデータを提供すること。

なお、集計データの項目及び提供方法については、本契約の締結後に本市または各指定管理者と協議のうえ決定する。

② 上記のほか、受託事業者は、本市及び各指定管理者が必要とする売上明細データの提供に努めること。なお、売上明細データの内容及び提供方法は、本契約の締結後に本市及び各指定管理者と協議のうえ決定する。

(3) キャッシュレス決済端末の調達・設置及び利用契約手続き

① キャッシュレス決済端末の仕様

・受託事業者は、本市が指定する台数のキャッシュレス決済端末を調達すること。

キャッシュレス決済端末には、次の機能を備えていること。なお、各機能が一体型となった機器であって操作性に優れたものであること。

a .IC カード読取機能(クレジットカード・電子マネー対応)

b. QRコード読取機能(スマートフォン決済対応)

c. クレジットカード等売上票発行プリンタ

・伊丹スポーツセンターで導入しているNEC製のPOSレジ「TWINPOS9500Ui」との連携機能を備えていること。

・施設を管理する指定管理者が変更となった場合、継続して同端末を使用できること。

・有線、無線いずれにおいても利用が可能であること。ただし、SIM等でインターネット接続できる機器を提案する場合はその限りではない。

・有線、無線それぞれの回線種類が変更となっても利用が可能であること。

② ネットワーク環境

本市または各指定管理者で、端末設置場所においてインターネット接続が可能な有線または無線LAN環境を用意している。

ただし、別紙の児童会館、障害者福祉センター、神津福祉センターではLAN環境を用意できないため、SIM等でインターネット接続できる機器を用意すること。その際に発生する通信料等を記載すること。

③ キャッシュレス決済端末の保守

調達したキャッシュレス決済端末は、契約締結日から4年間において、故障修理又は部品交換等の保守に対応すること。その際に発生する保守料等を記載すること。

④ 納品期日

受託事業者は、納品前に必要に応じて現地調査を行うとともに、本契約の締結後に本市または各指定管理者と協議のうえ決定した納品期日までにキャッシュレス決済端末の納品を完了すること。

⑤ 設定・設置方法及び利用契約手続き

受託事業者は、キャッシュレス決済端末の納品の際に、各施設職員が端末を利用できる状態に設定・設置し、設定方法及び操作方法に関する説明を十分に行うこと。

なお、キャッシュレスサービスの利用契約については、別紙Aグループの施設は会計室と行うこと。また、別紙Bグループの施設は各指定管理者と調整し行うこと。

同様に、サインレス決済契約についても会計室または各指定管理者と調整し決定すること。

(4) 端末操作マニュアルの作成、操作研修等窓口への導入支援、サポート体制の提供

① 受託事業者は、各施設職員が端末の設定及び操作が容易になるように、端末機の設定及び操作方法に関するマニュアルを作成し、文書データ等により提供すること。

② 受託事業者は、各施設職員が端末の設定及び操作が容易になるように、各施設ごとに端末機の設定及び操作方法の研修を十分に実施すること。

なお、研修内容は、本契約の締結後に本市または各指定管理者と協議のうえ決定す

る。

- ③ 各施設の開館時間において操作方法や機器のトラブルについて問い合わせができるサポート体制を有すること。

7. 機密の保持

- (1) 受託事業者は、本業務の遂行にあたって知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。このことは、本契約履行後又は契約を解除された場合においても同様とする。
- (2) クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより契約終了後であっても保管及び管理に万全を期し、漏えい防止のため適切な措置を講じなければならない。
- (3) 本市または指定管理者が提供する一切のデータ、資料等をこの業務の履行以外の目的で使用し、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 受託事業者は、この業務の一部について事前に申請し、市の承諾を得た場合を除いては、この業務の処理を他に委託してはならない。

8. 疑義の解決

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、本市または各指定管理者と受託事業者との間で誠意をもって話し合い、疑義の解決に努めるものとする。

9. 対象施設及び各窓口での年間取扱金額(令和4年度決算額)

別紙のとおり

別紙

Aグループ

	施設	令和4年度窓口取扱金額	LAN環境の有無	端末台数	運用開始予定日
1	こども文化科学館 <伊丹市桑津3-1-36>	11,689,060円	有	1	設置後順次
2	こども発達支援センター (あすばる) <伊丹市千僧1-47-2>※3階	3,236,663円	有	1	設置後順次
	こども発達支援センター (あすばる) <伊丹市千僧1-47-2> ※4階診療所	555,960円	有	1	設置後順次
3	休日応急診療所 <伊丹市千僧1-1-1> ※いたみ総合保健センター内	1,564,650円	有	1	設置後順次
4	中央公民館 <伊丹市昆陽池2-1>	720,370円	有	1	設置後順次
5	図書館本館 (ことば蔵) <伊丹市宮ノ前3-7-4>	1,725,560円	有	1	設置後順次
6	産業振興センター <伊丹市宮ノ前2-2-2> ※伊丹商工プラザ4階6階	1,167,400円	有	1	設置後順次
7	児童会館 (こらくる) <伊丹市御願塚6-1-1>	902,265円	無	1	設置後順次

Bグループ

	施設	令和4年度窓口取扱金額	LAN環境の有無	端末台数	利用期間
8	伊丹スポーツセンター <伊丹市鴻池1-1-1>	222,320,094円	有	1	設置後順次
9	緑ヶ丘体育館 ※下記施設分含む総合窓口 (市立野球場、猪名川運動広場、古池運動広場) <伊丹市緑ヶ丘1-10-1>	25,801,760円	有	1	設置後順次
10	阪神北広域こども急病センター <伊丹市昆陽池2-10>	6,819,650円	有	1	設置後順次
11	生涯学習センター (ラストホール) <伊丹市南野2-3-25>※1階	20,597,210円	有	1	設置後順次
	生涯学習センター (ラストホール) <伊丹市南野2-3-25> ※4階フィットネス	4,316,650円	有	1	設置後順次
12	北部学習センター (きららホール) <伊丹市北野4-30>	14,751,050円	有	1	設置後順次
13	伊丹ミュージアム <伊丹市宮ノ前2-5-20>	136,586,831円	有	4	設置後順次
14	文化会館 (東りいたみホール) <伊丹市宮ノ前1-1-3>	48,552,679円	有	2	設置後順次
15	音楽ホール (伊丹アイフォニックホール) <伊丹市宮ノ前1-3-30>	26,163,383円	有	2	設置後順次
16	演劇ホール (アイホール) <伊丹市伊丹2-4-1>	13,518,970円	有	2	設置後順次
17	障害者福祉センター (アイ愛センター) <伊丹市昆陽池2-10>	793,070円	無	1	設置後順次
18	口腔保健センター <伊丹市千僧1-1-1> ※いたみ総合保健センター内	999,830円	有	1	設置後順次
19	サンシティホール <伊丹市中野西1-148-1>	891,050円	有	1	令和6年4月1日
20	神津福祉センター <伊丹市森本1-8-19>	248,000円	無	1	令和6年4月1日
21	男女共同参画センター (ここいろ) <伊丹市宮ノ前2-2-2> ※伊丹商工プラザ5階	188,370円	有	1	令和6年4月1日